

報道関係者 各位

平成29年5月11日

【照会先】

第二部会担当審査総括室

審査官 八木 公代

(直通電話) 03-5403-2168

川崎陸送不当労働行為再審査事件 (平成28年(不再)第11号) 命令書交付について

中央労働委員会第二部会(部会長山川隆一)は、平成29年5月10日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次のとおりです。

【命令のポイント】

～事業所の一部閉鎖に伴う解決金をめぐる会社の交渉態度は、不当労働行為には当たらないとした事案～

会社は、解決金をめぐる団体交渉等において、従前の提案を撤回したものとはいえ、また、従前の提案につき当初なかった条件を付け加えたともいえないから、解決金について組合との合意が成立しないようにする態度をとったとはいえない。したがって、会社の交渉態度は、労組法第7条第2号の不当労働行為に該当しない。

I 当事者

再審査申立人

東京統一管理職ユニオン(「組合」)(東京都豊島区)

組合員数300名(平成25年6月現在)

再審査被申立人

川崎陸送株式会社(「会社」)(東京都港区)

II 事案の概要

- 1 本件は、①事業所の一部閉鎖に際して貨物自動車の運転手(乗務職)を対象に行われた早期退職募集に伴う解決金をめぐる会社の交渉態度、②会社が、当該事業所の乗務職であった組合員に対し、平成25年5月以降、売上歩合給や残業手当を支給せず、基本給及び通信費補助のみ支給したこと、③会社が、上記組合員に対し、平成24年12月以降、新給与制度に基づく給与と旧給与制度に基づく給与との差額(本件差額)を支給しなかったことが不当労働行為であるとして、東京都労委に救済申立てがあった事件である。
- 2 初審東京都労委は、本件救済申立てを棄却したところ、組合は、これを不服として、再審査を申し立てた。

III 命令の概要

1 主文の要旨

本件再審査申立てを棄却する。

2 判断の要旨

- (1) 会社は、組合との団体交渉等において、解決金を支払う意向を示しておきながら、その後の団体交渉等においてこれを撤回するなどして、解決金の支払について組合との合意が成立しないようにする態度

をとり続けたといえるか。そのようにいえる場合には、会社の態度は労組法第7条第2号及び第3号の不当労働行為に当たるか（争点1）

使用者は、団体交渉において、労働組合の要求や主張に対し、その具体性や追及の程度に応じて、主張や回答、提案等を行い、合意達成の可能性を模索することが求められるところ、本件においては、会社が、合理的な理由もなく、従前の提案等を撤回し、あるいは、いったん無条件の提案等をした後に、当該提案等は条件付きであったとするなど従前の言動と矛盾する言動を行うなどして、それにより組合との合意が成立しないようにする態度をとったものと評価される場合には、誠実交渉義務違反として労組法第7条第2号の不当労働行為が成立するものと解するのが相当である。

平成25年3月28日の団体交渉において、会社が解決金として「2,000万円」を支払う旨を具体的に提案したとはいえないから、同団体交渉の後、会社が組合員4名の再雇用を前提に解決金を総額600万円とする旨回答したことは、そもそも従前の提案を撤回したものとはいえず、また、それ以後の団体交渉において、社長が「2,000万円と言ったのは再雇用なしの場合だ」などと発言したことは、従前の提案につき当初なかった組合員の再雇用なしという条件を付け加えたものともいえない。

したがって、会社は、解決金の支払について組合との合意が成立しないようにする態度をとったとはいえないから、会社の交渉態度は、労組法第7条第2号に該当しない上に、解決金に関して解決をしないことによって組合に対する支配介入を行ったなどとはいえず、労組法第7条第3号にも該当しない。

(2) 会社が、組合員に対し、平成25年5月以降、基本給及び通信費補助しか支給しなかったことは、労組法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるか（争点2）

事業所の一部閉鎖に関する団体交渉が妥結に至っていない状況であったとしても、会社が、事業所の一部閉鎖を実施して、組合との交渉が終了するまでの措置として、閉鎖された部門で乗務職として就労していた組合員を人事総務部付として乗務職から外したことに労使関係上特に不自然な点はない。そして、このような会社の措置の結果、乗務職として運行に従事しなくなった組合員に対し売上歩合等の手当が支給されず、基本給及び通信費補助しか支払われなくなったとしても、これが不当労働行為意思に基づくものであるとか、組合の運営に対して支配介入したものであることを推認させる事情は認められない。

したがって、会社が、組合員に対し、平成25年5月以降、基本給及び通信費補助しか支給しなかったことは、組合の組合員であることを理由になされた不利益な取扱いであったとはいえず、また、組合の運営に対して支配介入したものともいえないから、労組法第7条第1号及び第3号には該当しない。

(3) 会社が、組合員に対し、平成24年12月以降、本件差額を支払わなかったことは、労組法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるか（争点3）

新給与制度の移行に係る本件差額の取扱いについては、平成25年2月21日付けの労使協定により労使間の合意に委ねられていたところ、当該合意が労使間で成立していない結果、本件差額は組合員に支払われていないのであって、また、上記合意の不成立が会社の交渉態度によるものと認めるに足りる証拠もない。さらに、非組合員にはすでに新給与制度が適用されていることからすると、非組合員には本件差額が生じる余地はなく、本件差額の不支給によって組合員が非組合員よりも差別的に取り扱われているわけではない。その他に、本件当時の労使事情を考え合わせても、本件差額の不支給が会社の不当労働行為意思によるものであるとか、組合の運営に対して支配介入したものであることを推認させる事情は認められない。

したがって、会社が、組合員に対し、平成24年12月以降、本件差額を支払わなかったことは、組合の組合員であることを理由になされた不利益な取扱いであったとはいえず、また、組合の運営に対して支配介入したものともいえないから、労組法第7条第1号及び第3号には該当しない。

- 【参考】 初審救済申立日 平成25年 6月 3日（東京都労委平成25年（不）第59号）
平成25年 6月10日（東京都労委平成25年（不）第63号）
初審命令交付日 平成28年 2月 8日
再審査申立日 平成28年 2月15日（組合）